## 看護小規模多機能型居宅介護 ケアホーム希望





令和3年4月号

Vol 91

(株) つつじヶ丘在宅総合センター 〒182-0006 調布市西つつじヶ丘2-19-6 第三コーポ横田 1F

**3** 03-5315-5722



## ~ 絵に描いた餅 ~ 介護報酬改定について…

2000年(平成12年)に 始まった「介護保険制度」も 今年で 早21年 になる。3年に一度「介護報酬」の 改正があり、今年2021年(令和3年)4月にも改正された。

『ケアホーム希望』における 護小規模多機能も、0.3%と わずかではあるが 介護報酬が見直された。

今回の改正で新たに追加された項目の一部として『口腔機能向上加算』、『栄養アセスメント加算』、『栄養改善加算』 と『褥瘡マネジメント加算』があり、褥瘡については 日頃より \*作らない・悪化させない、を目標に常に利用者の状態に応じ 今回の「介護報酬改定」に 効果はあるのだろうか?



たケアに努め、看護・介護の質の向上に取り組んでおり、日々の取り組みが 今回の改正で加算として評価された。しかし一方で、オムツを使用している方が、オムツを使用しないで過ごせる 状態に 改善する という内容の『排せつケア支援加算』が 追加されている。

これは、医療ニーズが高く、要介護度の重い利用者を多く受け入れている看護小規模多機能にとっては、改善がとても難しい項目である。特に認知機能や筋力低下、持病等から失禁してしまうことが増えてくる高齢者には、在宅介護を支える家族にとっても簡単に受け入れられることではない。たとえオムツをしていたとしても、本人の 排せつ習慣を把握し、本人の自立を促すような トイレ誘導や、尊厳や羞恥心に配慮した介助をすることが 重要なことであって、オムツを外すことが 直接の改善につながることではないと思っている。

介護分野において、もっと質の高いケアを確立していくことは重要課題となるが、国の方針は利用者一人一人の情報をデーターベース化し、厚生労働省に提出することとしている。介護現場において〝質の向上〟は重要なことであるが、もっと現場を管轄する行政機関が介護に従事する介護・看護職員の負担を考慮し、軽減していかなければ介護職離れとなり、介護職員が不足する状況であることを理解してほしい。そして、3年に一度の改正が〝絵に描いた餅〟とならないよう、介護を要する利用者を支える介護職が働きやすい環境、現場となるような施策を作っていってもらいたいものである。

※ 今年 新たに 新設された 加算については、現在『ケアホーム希望』の ケアの中で日々実施して いる 内容ではありますが、現在のところ システム化されていないため、追加するかについて 検討中であ ります。なお、介護度別の 基本報酬の単価については 増額しています。 ひめて「重要事項説明書」にて ご説明させていただきます。

